

## 監査公表第7号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年7月4日

新城市監査委員 原 義 弘  
新城市監査委員 山 口 洋 一

### 監査種別

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

### 監査結果の措置対象

財政援助団体 新城森林組合  
所管部課 産業振興部森林課

### 監査結果報告年月日

令和5年3月14日

### 監査結果に対する措置通知年月日

令和5年6月1日

### 講じた措置等の内容

#### 【新城森林組合】

##### 《意見1》

補助金の取扱いについて、年度ごとの処理経過がさらに明確なものとなるように、書類整理の方法を検討していただきたい。

##### 《措置内容》

年度ごとに処理経過がわかりやすくなるように、会議等で検討を行い対応していきます。

##### 《意見2》

職員が異動しても仕事の手順が分かるように、また、仕事の中に潜むリスクへの対応があらかじめとれるように、手順書の作成について検討していただきたい。

##### 《措置内容》

手順書の作成、リスクへの対応等については、洗い出しから始め作成について協議し検討していきます。

#### 【産業振興部森林課】

##### 《意見1》

所管課として、補助金の使われ方がわかりやすく説明できるような書類整理の仕方について、団体に対してご指導いただきたい。

《措置内容》

他の森林組合の状況を調査するなど、森林組合の経費の整理方法を考慮したうえで、わかりやすい整理の形を提案し調整していきます。